

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県公報発行規則の一部を改正する規則

(私学文書課)

ページ

○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(市町村課)

○野営場条例施行規則の一部を改正する規則

(観光課)

規 則

宮城県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

宮城県公報発行規則の一部を改正する規則

宮城県公報発行規則(昭和三十一年宮城県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中、「公営企業管理者及び病院事業管理者」を「及び公営企業管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年宮城県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中十二の項を十三の項とし、二の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表一の項中「条例第二条の表(以下「表」という。)」を「表」に改め、同項を同表二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 条例第二条の表(以下「表」という。)
三の三の項下に掲げる事

農業協同組合法施行細則(昭和四十二年宮城県規則第三十八号)第七条の規定による届出の受理

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

野営場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

野営場条例施行規則の一部を改正する規則

野営場条例施行規則(平成十二年宮城県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「第八条第二項ただし書」を「第七条第二項ただし書」に改める。

第三条中、「第十条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。